# 行政文書開示決定通知書

交 指 発 第 3 7 5 3 号 平 成 3 0 年 9 月 1 8 日

様

### 愛知県警察本部

平成 30 年 9 月 5 日付けで開示請求のありました行政文書については、 次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の 規定により通知します。

行政文書の名称	交通切符等作成要領のうち、1信号無視(赤色等)、 2信号無視(赤色点滅)、31指定場所一時不停止等及び 32指定場所一時不停止等 交差道路・・・・通行妨害の部分 (請求日現在、警察本部交通指導課で管理するもの)
開示を実施する日時及び場所	日 時 平成 年 月 日 時 午後
	場所
開示の実施の方法	写しの郵便等による送付
開示の実施に要す る費用の額	1写しの作成に要する費用20円2写しの送付に要する費用郵便切手82円分
担当課等	愛知県警察本部交通部 交通指導課指導企画係 電話 052-951-1611 内線 5123

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
  - 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
  - 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

郵送を希望する開示請求者への開示・ 一部開示決定通知書に添付するもの

### (連絡表)

開示請求に伴う行政文書の写しを郵送いたします。

つきましては、それに先立ちまして、次にお示しいたします写しの作成に 要する費用及び郵送のための郵便切手を送付してください。

## 1 写しの作成に要する費用

20円

(内訳) 単価 10円 ×

2枚 =

20円

2 写しを郵送するための郵便切手(現金ではなく切手を送付してください。)

82円分

# 3 写しの作成に要する費用の支払い方法

郵便局で扱っております現金書留・普通為替証書・定額小為替証書のい ずれかの方法で、お支払いください。

なお、為替証書で支払われる場合は、受取人は指定しないでください。 また、お釣りがある場合は切手でお支払い致しますのでご了承ください。

# 4 送付先

 $\mp$  460 - 8502

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号 愛知県警察本部 住民サービス課 情報公開センター 電話番号 052 - 951 - 1611 内線 2930







